

2025 年度

蓮美幼児学園まつやまちナーサリー 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 光聖会
所 在 地	大阪市天王寺区夕陽丘町2-18
電 話 番 号	06-6771-4152
代表者氏名	理事長 秋田 光哉

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	蓮美幼児学園まつやまちナーサリー
施 設 の 所 在 地	大阪府中央区松屋町8番13号
連 絡 先	電話番号 06-6762-4152 FAX 06-6762-4153
管 理 者	園長 中島 慶子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする0歳児、1歳児、2歳児
認 可 定 員	0歳児 8人 1歳児 18人 2歳児 19人 3歳児 0人 4歳児 0人 5歳児 0人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 0人 満1歳以上満3歳未満の児童 34人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	平成22年 4月 1日
施設・事業所番号	2710001001702
ホ ー ム ペ ー ジ	https://renbi.com/facility/matsuyamachi

3 施設の目的・運営方針

蓮美幼児学園まつやまちナーサリー（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする乳児を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		92,36㎡
園舎	構造	鉄骨造 3階建
	延べ面積	291,34㎡
園庭		桃園公園3626㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ひよこ組（生後6ヶ月～1歳児未満クラス）、
ほふく室	0室	
保育室	2室	うさぎ組（満1歳児クラス） ぱんだ組（満2歳児クラス）
子育て支援室	0室	
調理室	1室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特色

教育のできる保育、かしこいあたま・やさしいところ・じょうぶなからだ「知・情・体 三位一体の総合乳幼児教育」を実践いたします。ネイティブでの英語講師による保育を実践。

(3) 送迎

登降園については、原則として保護者が付き添うものとし、車での送迎は禁止とする。

(4) その他

延長保育、障がい児保育

6 職員の職種、職員数及び職務の内容（栄養士については別掲）令和6年2月29日現在

職 種	職務の内容	職員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	11	8	3	看護師を含む

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）のうちの8時間
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00） ※シフト制
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00） ※シフト制

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝日は休園です。また、協力日として、お盆期間の8月13日から15日及び3月31日は、家庭保育にご協力ください。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務は一富士フードサービスが行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

卵・乳完全除去食対応

上記以外のアレルギーに関しては対応できませんので、お弁当持参をお願いする場合があります。

(4) 調理員・栄養士の配置状況(委託)

職務の内容	職員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	3	2	1	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担均等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が2歳児クラスを終了したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	医療法人 藤井こどもクリニック
医院長名又は医師名	藤井 雅世
所在地	大阪府中央区谷町7丁目1-50
電話番号	06-4304-5005

(2) 歯科

医療機関の名称	ささき歯科医院
医院長名又は医師名	佐々木 源太郎
所在地	大阪府中央区松屋町3-20 東急ドエルアルス松屋町101
電話番号	06-6765-1700

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	受審 (R5.12)	ワムネットに結果公表
自己評価の実施状況	毎月度実施	職員による保育内容等の自己評価を定期的実施し、サービス内容の向上に努めています。

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
布 団 リ ース 代	子どもの布団リース代	月額 1,340円
ユニフォーム代	1歳児クラス～2歳児クラスの子どものユニフォーム代	都度 4,820円 冬季 6,400円
カ ラ ー 帽 子	0歳児～2歳児戸外用	都度 1,050円 LLサイズ1,250円
園 外 活 動 費	遠足などの行事に係る実費	都度 総費用を頭割り 令和5年度 徴収なし 令和6年度 徴収なし
教 材 費	年齢別に年度初めに一括徴収	年額 2,789円 ～6,368円
月 刊 絵 本	月毎の教材(持ち帰り)	月額 1歳児 380円 2歳児 400円
ほいくのほけん (一部充当)	不慮の災害時の治療費や見舞金	年額 400円
延 長 保 育 料	延長を利用した場合	保育標準時間認定 月額 2,900円 保育短時間認定 1時間につき 600円

2 時間外保育に係る利用者負担

保育標準時間認定の利用者

月に1度でも18時30分以降のお迎えがあった場合、月額2,900円を延長代として徴収させていただきます。尚、毎日ご利用された場合でも月額2,900円の金額には変更ありません。(最大預かり時間19時※土曜日は18時30分まで)

保育短時間認定の利用者

16時以降のお迎えがある度に1時間600円の単価で延長代を徴収させていただきます。月初めから月末までの期間においてご利用された時間に応じて延長代が算出されます。(最大預かり時間19時※土曜日は18時30分まで)

※保育短時間認定で18時30分をすぎると2,900円の月額利用料が利用時間単価とは別にかかります。

※なお、土曜日につきましては延長保育を実施しておりません。

※当園は、上記費用等の支払いについては、三菱UFJ銀行の指定口座への自動引き落としのご利用をご協力お願いしております。詳細については別途ご案内いたします。

3 教材・教具費(三菱UFJの指定口座への自動引き落としになります。)

教材・教具名	0歳児 (ひよこ組)	1歳児 (うさぎ組)		2歳児 (ぱんだ組)	
	新入園	新入園	進級	新入園	進級
出席ノート(シール帳)	301	301	301	301	301
出席シール	210	210	210	210	210
クレパス	529	529	0	529	0
のり (ぴんくま便)	163	163	0	163	0
はさみ (2~5歳)	0	0	0	447	447
粘土 (1~5歳)	0	364	364	364	0
粘土ケース(1~5歳)	0	424	424	424	0
自由画帳 (0~2歳)	330	330	330	330	330
水性ペン(キダ-マーカーたふっこ)	640	640	0	640	0
プリント B5 ファイル 1冊付	0	0	0	1,630	1,630
鉛筆<2B> (2~5歳)	0	0	0	30	30
色えんぴつ (2歳)	0	0	0	684	684
けんこうのきろく	216	216	0	216	0
ほいくのほけん(一部充当)	400	400	400	400	400
合計	2,789	3,577	2,029	6,368	4,032
合計(変更あり)					

のり、連絡ノート、鉛筆、マーカー類はなくなり次第、ご購入をお願いします

